

2017年度 町田市利用者負担額等(保育料)基準額表 (1号認定)

教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分 (幼稚園・認定こども園を利用)			保育料(月額/円)			保護者補助金上限額(月額/円)		
階層	定義	きょうだい カウント	1人目	2人目	3人目 以降	1人目	2人目	3人目 以降
A	生活保護世帯		0	0	0	9,500	9,500	9,500
B-1	市町村民税非課税世帯又は均等割のみ課税されている世帯(ひとり親世帯等に限る。)		0	0	0	9,500	9,500	9,500
B-2	市町村民税非課税世帯(ひとり親世帯等を除く。)		3,000	0	0	9,500	9,500	9,500
C	均等割のみ課税されている世帯(ひとり親世帯等を除く。)		3,000	1,500	0	9,500	9,500	9,500
D-1	所得割 12,000円未満の世帯	年齢制限なし	9,400 (3,000)	4,700 (0)	0 (0)	7,800 (9,500)	9,500 (9,500)	9,500 (9,500)
D-2	12,000円以上30,000円未満		10,000 (3,000)	5,000 (0)	0 (0)	7,800 (9,500)	9,500 (9,500)	9,500 (9,500)
D-3	30,000円以上48,600円未満		10,400 (3,000)	5,200 (0)	0 (0)	7,800 (9,500)	9,500 (9,500)	9,500 (9,500)
D-4	48,600円以上52,000円未満		11,600 (3,000)	5,800 (0)	0 (0)	7,800 (9,500)	9,500 (9,500)	9,500 (9,500)
D-5	52,000円以上56,000円未満		12,800 (3,000)	6,400 (0)	0 (0)	7,800 (9,500)	9,500 (9,500)	9,500 (9,500)
D-6	56,000円以上77,101円未満		14,100 (3,000)	7,050 (0)	0 (0)	7,800 (9,500)	9,500 (9,500)	9,500 (9,500)
D-7	77,101円以上80,000円未満	小学校3年生以下	18,100	9,050	0	6,800	8,900	8,900
D-8	80,000円以上211,201円未満		20,500	10,250	0	6,800	8,900	8,900
D-9	211,201円以上256,301円未満		25,700	12,850	0	5,700	8,300	8,300
D-10	256,301円以上		25,700	12,850	0	3,300	3,300	3,300

- ※1 ()書きは、特例措置を適用したひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯の額です。
 ※2 保育料は、各年度の4月1日時点の年齢に応じて決定されます。
 ※3 市町村民税所得割額の金額には、住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等の税額控除は、保育料算定上対象とはなりません。
 ※4 A階層には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援を受けている者が属する世帯を含みます。また、B-1階層及びB-2階層は条例のB階層を表記上分けて記載しています。
 ※5 保護者補助金は上限額です。各家庭での負担額は入園後に園へお問合せください。

■1号認定における保護者に負担いただく金額について

①保育料 ※市で決定	+	②特定負担額 ※園で設定	-	③保護者補助金	+	④実費 ※園で設定	=	実質負担額
(②と④は園ごとに異なります。各園にお問い合わせください。)		(③は①+②の合計を超えない範囲で適用します。)		(実費は補助金の対象外です。)				

2017年度 町田市利用者負担額等(保育料)基準額表 (2・3号認定)

保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分 (保育園・認定こども園・小規模保育園・保育ママを利用)			保育料(月額/円)											
			2号認定(3歳以上)						3号認定(3歳未満)					
			保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間		
階層	定義	きょうだい カウント	1人目	2人目	3人目 以降	1人目	2人目	3人目 以降	1人目	2人目	3人目 以降	1人目	2人目	3人目 以降
A	生活保護世帯	年齢制限なし(ひとり親世帯等を除く。) 年齢制限なし(ひとり親世帯等に限る。) 小学校就学前まで(ひとり親世帯等を除く。) 小学校就学前まで(ひとり親世帯等に限る。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B-1	市町村民税非課税世帯 (ひとり親世帯等に限る。)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B-2	市町村民税非課税世帯 (ひとり親世帯等を除く。)		1,300	0	0	1,200	0	0	1,500	0	0	1,400	0	0
C	均等割のみ課税されている世帯		3,800 (1,300)	1,900 (0)	0 (0)	3,600 (1,200)	1,800 (0)	0 (0)	4,400 (1,500)	2,200 (0)	0 (0)	4,200 (1,400)	2,100 (0)	0 (0)
D-1	所得割 12,000円未満の世帯		4,300 (1,300)	2,150 (0)	0 (0)	4,100 (1,200)	2,050 (0)	0 (0)	5,000 (1,500)	2,500 (0)	0 (0)	4,500 (1,400)	2,250 (0)	0 (0)
D-2	12,000円以上30,000円未満		4,900 (1,300)	2,450 (0)	0 (0)	4,700 (1,200)	2,350 (0)	0 (0)	5,600 (1,500)	2,800 (0)	0 (0)	5,100 (1,400)	2,550 (0)	0 (0)
D-3	30,000円以上48,600円未満		5,600 (1,300)	2,800 (0)	0 (0)	5,100 (1,200)	2,550 (0)	0 (0)	6,300 (1,500)	3,150 (0)	0 (0)	5,800 (1,400)	2,900 (0)	0 (0)
D-4	48,600円以上52,000円未満		7,100 (1,600)	3,550 (0)	0 (0)	6,600 (1,500)	3,300 (0)	0 (0)	7,500 (2,300)	3,750 (0)	0 (0)	7,000 (2,100)	3,500 (0)	0 (0)
D-5	52,000円以上56,000円未満		8,600 (1,900)	4,300 (0)	0 (0)	8,100 (1,800)	4,050 (0)	0 (0)	9,700 (2,900)	4,850 (0)	0 (0)	9,200 (2,700)	4,600 (0)	0 (0)
D-6	56,000円以上57,700円未満		10,100 (2,200)	5,050 (0)	0 (0)	9,100 (2,000)	4,550 (0)	0 (0)	12,900 (3,900)	6,450 (0)	0 (0)	11,900 (3,600)	5,950 (0)	0 (0)
	57,700円以上60,000円未満		10,100 (2,200)	5,050 (0)	0 (0)	9,100 (2,000)	4,550 (0)	0 (0)	12,900 (3,900)	6,450 (0)	0 (0)	11,900 (3,600)	5,950 (0)	0 (0)
D-7	60,000円以上 68,000円未満		12,300 (2,700)	6,150 (0)	0 (0)	11,300 (2,500)	5,650 (0)	0 (0)	16,400 (4,900)	8,200 (0)	0 (0)	14,900 (4,500)	7,450 (0)	0 (0)
D-8	68,000円以上77,101円未満		14,200 (3,200)	7,100 (0)	0 (0)	13,200 (2,900)	6,600 (0)	0 (0)	19,200 (5,800)	9,600 (0)	0 (0)	17,700 (5,300)	8,850 (0)	0 (0)
	77,101円以上80,000円未満		14,200	7,100	0	13,200	6,600	0	19,200	9,600	0	17,700	8,850	0
D-9	80,000円以上96,000円未満		16,000	8,000	0	14,500	7,250	0	22,300	11,150	0	20,300	10,150	0
D-10	96,000円以上116,000円未満		17,600	8,800	0	16,100	8,050	0	25,100	12,550	0	23,100	11,550	0
D-11	116,000円以上139,000円未満		19,400	9,700	0	17,900	8,950	0	27,900	13,950	0	25,900	12,950	0
D-12	139,000円以上162,000円未満		20,400	10,200	0	18,400	9,200	0	29,700	14,850	0	27,700	13,850	0
D-13	162,000円以上185,000円未満		21,400	10,700	0	19,400	9,700	0	31,500	15,750	0	29,500	14,750	0
D-14	185,000円以上208,000円未満		23,000	11,500	0	21,000	10,500	0	34,200	17,100	0	32,200	16,100	0
D-15	208,000円以上232,000円未満		24,500	12,250	0	22,500	11,250	0	36,600	18,300	0	34,600	17,300	0
D-16	232,000円以上258,000円未満		25,800	12,900	0	23,800	11,900	0	39,100	19,550	0	37,100	18,550	0
D-17	258,000円以上285,000円未満		27,100	13,550	0	25,100	12,550	0	41,400	20,700	0	39,400	19,700	0
D-18	285,000円以上313,000円未満		28,600	14,300	0	26,600	13,300	0	43,600	21,800	0	41,600	20,800	0
D-19	313,000円以上343,000円未満	30,300	15,150	0	28,300	14,150	0	45,800	22,900	0	43,800	21,900	0	
D-20	343,000円以上373,000円未満	31,600	15,800	0	29,600	14,800	0	48,000	24,000	0	46,000	23,000	0	
D-21	373,000円以上407,000円未満	33,100	16,550	0	31,100	15,550	0	50,500	25,250	0	48,500	24,250	0	
D-22	407,000円以上441,000円未満	34,700	17,350	0	32,700	16,350	0	53,000	26,500	0	51,000	25,500	0	
D-23	441,000円以上501,000円未満	36,400	18,200	0	34,400	17,200	0	55,500	27,750	0	53,500	26,750	0	
D-24	501,000円以上	37,200	18,600	0	35,200	17,600	0	58,800	29,400	0	56,800	28,400	0	

※1 ()書きは、特例措置を適用したひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯の額です。

※2 保育料は、各年度の4月1日時点の年齢に応じて決定されます。

※3 市町村民税所得割額の金額には、住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等の税額控除は、保育料算定上対象とはなりません。

※4 A階層には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援を受けている者が属する世帯を含みます。また、B-1階層及びB-2階層は条例のB階層を表記上分けて記載しています。

※5 年度中に満3歳により2号認定となった場合でも、保育料は3号認定の額を適用します。